

「くん蒸倉庫指定要綱」（昭和46年2月6日付け45農政第2628号農政局長通達）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
(指定の申請) 第4 植物防疫官は、規程第4条第2項のくん蒸倉庫として指定を受けようとする者に対し、くん蒸倉庫指定申請書（別記様式1）に倉庫構造明細書（平面図及び立面図を含む。）及び倉庫配置図を添付して、植物防疫所長（植物防疫事務所長、支所長及び出張所長を含む。以下同じ。）に提出させるものとする。 (審 査) 第5 植物防疫所長は、第4の申請書の提出があったときは、植物防疫官に次の審査を行わせるものとする。 (1) 書類審査 申請書及び添付書類に基づき、当該くん蒸倉庫の構造及び付属施設が指定基準に適合するか否かを審査するものとする。 。なお、審査の結果、当該くん蒸倉庫が指定基準に適合しないと認めたときは、(2)の实地審査は行わないものとする。 (2) 实地審査 ア 環境審査 [略] イ 構造審査	(指定の申請) 第4 植物防疫官は、規程第4条第2項のくん蒸倉庫として指定を受けようとする者に対し、くん蒸倉庫指定申請書（別記様式1）に倉庫構造明細書（平面図及び立面図を含む。）及び倉庫配置図を添附して、植物防疫所長（植物防疫事務所長、支所長及び出張所長を含む。以下同じ。）に提出させるものとする。 (審 査) 第5 植物防疫所長は、第4の申請書の提出があったときは、植物防疫官に次の審査を行わせるものとする。 (1) 書類審査 申請書及び添附書類に基づき、当該くん蒸倉庫の構造及び付属施設が指定基準に適合するか否かを審査するものとする。 。なお、審査の結果、当該くん蒸倉庫が指定基準に適合しないと認めたときは、(2)实地審査は行わないものとする。 (2) 实地審査 ア 環境審査 [略] イ 構造審査

改 正 後	現 行
当該くん蒸倉庫の構造及び<u>付属施設</u>が申請書記載事項及び<u>添付書類</u>の内容と合致しているかどうかを検討し、さらに亀裂、<u>破損</u>の有無、その程度及び修理の難易等について審査するものとする。なお、当該くん蒸倉庫の構造及び<u>付属施設</u>が指定基準に適合しないと認めたときは、ウのガス保有力審査及びエの<u>かくはん</u>(循環)装置審査は行わないものとする。 ウ ガス保有力審査 当該くん蒸倉庫の内容積1立方メートル当り臭化メチル10グラムを使用して空くん蒸を行い、48時間後における倉庫内空間の上、中、下3点のガス濃度を測定し、その3点の平均測定値が指定基準に適合しているか否かを審査するものとする。なお、構造、建築時期及び建築者が同一であるくん蒸倉庫が複数ある場合であって、植物防疫官がそれらのくん蒸倉庫につきそのガス保有力を同等と<u>認める</u>ときは、その一部のくん蒸倉庫の審査結果をもって他のくん蒸倉庫についての審査結果にかえることができるものとする。 エ <u>かくはん</u>(循環)装置審査 [略] オ [略]	当該くん蒸倉庫の構造及び<u>附属施設</u>が申請書記載事項及び<u>添附書類</u>の内容と合致しているかどうかを検討し、さらに亀裂、<u>破損箇所</u>の有無、その程度及び修理の難易等について審査するものとする。なお、当該くん蒸倉庫の構造及び<u>附属施設</u>が指定基準に適合しないと認めたときは、ウのガス保有力審査及びエの<u>かく拌</u>(循環)装置審査は行わないものとする。 ウ ガス保有力審査 当該くん蒸倉庫の内容積1立方メートル当り臭化メチル10グラムを使用して空くん蒸を行い、48時間後における倉庫内空間の上、中、下3点のガス濃度を測定し、その3点の平均測定値が指定基準に適合しているか否かを審査するものとする。なお、構造、建築時期及び建築者が同一であるくん蒸倉庫が複数ある場合であって、植物防疫官がそれらのくん蒸倉庫につきそのガス保有力を同等と<u>認める</u>ときには、その一部のくん蒸倉庫の審査結果をもって他のくん蒸倉庫についての審査結果にかえることができるものとする。 エ <u>かく拌</u>(循環)装置審査 [略] オ [略]

改 正 後	現 行
(審査結果の報告) 第 6 植物防疫官は、第 5 の審査を実施後遅滞なくその結果をとりまとめ、意見を<u>付して</u>植物防疫所長に報告しなければならない。 (指定の決定) 第 7 植物防疫所長は第 6 の報告を<u>受けた</u>ときはその内容を審査し、指定基準に適合しているくん蒸倉庫について、植物防疫所指定くん蒸倉庫として指定するものとする。	(審査結果の報告) 第 6 植物防疫官は、第 5 の審査を実施後遅滞なくその結果をとりまとめ、意見を<u>附して</u>植物防疫所長に報告しなければならない。 (指定の決定) 第 7 植物防疫所長は第 6 の報告を<u>うけた</u>ときはその内容を審査し、指定基準に適合しているくん蒸倉庫について、植物防疫所指定くん蒸倉庫として指定するものとする。

改 正 後

現 行

別表 1 (第17関係)

等級 区分	特 A 級	A 級	B 級	C 級
くん蒸ガス保有 力 (空サイロ 1 立方メートルに つき臭化メチル 10グラムを使用 した場合の48時 間後のガス残存 率)	<u>85%以上</u>	70%以上	55%以上	40%以上
構 造	<u>コンクリート 又は鉄鋼板り のもの</u>	同 左	同 左	同 左
ガス排出装置	有	有	有	有

別表 1 (第17関係)

等級 区分	A 級	B 級	C 級
くん蒸ガス保有 力 (空サイロ 1 立方メートルに つき臭化メチル 10グラムを使用 した場合の48時 間後のガス残存 率)	<u>70%以上</u>	55%以上	40%以上
構 造	<u>コンクリート 又は鉄鋼板り のもの</u>	同 左	同 左
ガス排出装置	有	有	有

改 正 後	現 行
別記様式 1 (第 4 関係) 受付 番号 ※ くん蒸倉庫指定申請書 (新規) (継続) 年 月 日 植物防疫所 (支所 出張所 住所 氏名 代理) 長殿 印 印 下記 を輸入植物検疫規程第 4 条第 2 項に基づくん蒸倉庫として指定されたく、関係書類を添えて申請致します。 記 [表 略] [注] 1 関係書類は構造明細書(平面図及び立面図を含む。)及び配置図とする。 継続指定の場合は、関係書類を必要としないが備考欄に、旧指定番号を記入すること。 2 備考欄には、建築者氏名等審査にあたって参考となる事項を記入すること。	別記様式 1 (第 4 関係) 受付 番号 ※ くん蒸倉庫指定申請書 (新規) (継続) 昭和 年 月 日 植物防疫所 (支所 出張所 住所 氏名 代理) 長殿 印 印 下記 を輸入植物検疫規程第 4 条第 2 項に基づくん蒸倉庫として指定されたく、関係書類を添えて申請致します。 記 [表 略] [注] 1 関係書類は構造明細書(平面図及び立面図を含む。)及び配置図とする。 継続指定の場合は、関係書類を必要としないが備考欄に、旧指定番号を記入すること。 2 備考欄には、建築者氏名等審査にあたって参考となる事項を記入すること。

改 正 後	現 行
別添 2 <u>〔注〕</u> 〔略〕 別記様式 2（第 8 関係） くん蒸倉庫指定通知書 番 号 年 月 日 殿 植物防疫所 支 所 出張所 長 印 貴社から輸入植物検疫規程第 4 条第 2 号に基づくくん蒸倉庫として指定方申請のあった件は、下記の条件を<u>付して</u>、別記のとおり指定する。 〔略〕	別添 2 <u>〔註〕</u> 〔略〕 別記様式 2（第 8 関係） くん蒸倉庫指定通知書 番 号 年 月 日 殿 植物防疫所 支 所 出張所 長 印 貴社から輸入植物検疫規程第 4 条第 2 号に基づくくん蒸倉庫として指定方申請のあった件は、下記の条件を<u>附して</u>、別記のとおり指定する。 〔略〕

改正後

別記様式3号(第9関係)

消毒実施記録表

(会社名)

積載船名	品名	数量	※申請書番号
倉庫名		倉庫番号	
内容積	収容比	等級	
薬品名、数量	kg (1m ² 当り g)		
かくはん装置等の有無	循環装置	有無	送風機 使用 使用せず
投薬	年月日時分	庫内温	穀温
投薬立会者名	施設所有者	作業主任者	作業員
※開放	年月日時分	庫内温	穀温
開放立会者	施設所有者	作業主任者	作業員
※残留ガス濃度	※供試虫 ※判定		
※備考	※統括植物検疫官		
	※担当官		
		※投薬	※開放

(注意事項)

1. 本表は、※以外の欄に所要事項を記入して、植物防疫官の消毒立会の際に提出すること。
2. 同時くん蒸される消毒対象外貨物は、品名、数量欄のみに記入すること。
3. 投薬立会者名及び開放立会者名の欄には、くん蒸側及び施設所有者側の実施者名並びに立会者名をそれぞれ連記すること。

現行

別記様式3号(第9関係)

消毒実施記録表

(会社名)

積載船名	品名	数量	※申請書番号
倉庫名		倉庫番号	
内容積	収容比	等級	
薬品名、数量	kg (1m ² 当り g)		
かくはん装置等の有無	循環装置	有無	送風機 使用 使用せず
投薬	年月日時分	庫内温	穀温
投薬立会者名	施設所有者	作業主任者	作業員
※開放	年月日時分	庫内温	穀温
開放立会者	施設所有者	作業主任者	作業員
※残留ガス濃度	※供試虫 ※判定		
※備考	所※課	係※	
	担当	※投薬	※開放

(注意事項)

1. 本表は、※以外の欄に所要事項を記入して、植物防疫官の消毒立会の際に提出すること。
2. 同時くん蒸される消毒対象外貨物は、品名、数量欄のみに記入すること。
3. 投薬立会者名及び開放立会者名の欄には、くん蒸側及び施設所有者側の実施者名並びに立会者名をそれぞれ連記すること。

改 正 後

現 行

別記様式4 (第9関係)

(会社名)

くん蒸実施記録表 (二酸化炭素くん蒸用)

積載船名	品 名	数 量	※申請書番号	倉 庫 名				倉庫番号						
				内 容 積			収容比		等 級					
				薬品名、数量	kg									
				消毒期間(基準濃度)	(%)									
				使用かくはん装置	循環装置			送風機						
	投 薬	24時間後	48時間後	日後	日後	日後	日後	日後	日後	日後	日後	日後	日後	※開 放
年 月 日														
時 分														
ガス濃度														
穀 温														※判 定
測 定 者														
投薬立会者名				開放立会者名				※統括植物検疫官		※投 薬		※開 放		
施設所有者	作業主任者	作業員	施設所有者	作業主任者	作業員	※統括植物検疫官 次席植物検疫官		※担当官						
※備考				(注意事項) 1. 本票は、※印以外の欄に所要事項を記入して、植物防疫官の消毒立会の際に提出すること。 2. 同時くん蒸される消毒対象外貨物は、品名、数量欄のみ記入すること。 3. 投薬立会者名及び開放立会者名の欄には、くん蒸者側及び施設所有者側の実施者名並びに立会者名をそれぞれ連記すること。										

改正後

現

行

別記様式4（第9関係）

(会社名)

くん蒸実施記録表（二酸化炭素くん蒸用）

積載船名	品名	数量	※申請書番号	倉庫名		倉庫番号	
				内容積	収容比	等級	
				薬品名、数量	kg		
				消毒期間(基準濃度)	(%)		
				使用かくはん装置	循環装置 送風機		
	投薬	24時間後	48時間後	日後	日後	日後	日後
年月日							
時分							
ガス濃度							
殺温							
測定者							※判定
投薬立会者名			開放立会者名			所	※課長
施設所有者	作業主任者	作業員	施設所有者	作業主任者	作業員	所長	※係長
							※担当者
							※投薬
							※開放
※備考				(注意事項) 1. 本票は、※印以外の欄に所要事項を記入して、植物防疫官の消毒立会の際に提出すること。 2. 同時くん蒸される消毒対象外貨物は、品名、数量欄のみ記入すること。 3. 投薬立会者名及び開放立会者名の欄には、くん蒸者側及び施設所有者側の実施者名並びに立会者名をそれぞれ連記すること。			